

お知らせ版 No.1

平成 27 年 1 月 23 日発行 (次号の発行は 2 月 10 日です。) お知らせ版に関する問い合せは、まちおこし政策課へ (担当:中原 悠一郎 ☎33-6012) http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/ お知らせ版は、ホームページからダウンロードできます。



地域みんなで祝いました~消防団第2部機庫 上棟式~

1月8日(日)、消防団第2部(田熊 洋和部長)の新機庫建設用地にて竣工後も建物が無事であるよう祈願するため上棟式が行われました。

式後に行われたせんぐ撒きでは多くの地域の方々が集まり、田熊 部長や消防団幹部の撒く餅を拾いながら、皆で新機庫の上棟を祝っ ていました。

介護

65 歳到達者介護保険被保険者証交付説明会を開催 します

◆問合せ 福祉課

担当: 菅原円 ☎33-6056

介護保険は、高齢になり介護を必要とする状態になっても、介護を社会全体で支え支援していく社会保障制度です。

介護保険の制度では65歳に到達すると介護保険の「第1号被保険者」となり、介護保険被保険者証(介護保険の保険証)が交付されます。

町では、誕生月の翌月に65歳に到達される方を対象として、保険証の交付とあわせて介護保険制度に関する説明会を開催します。

対象者の方には、郵送で個別にご案内いたしますので、日時などご確認いただき、必要なものをご持参のうえ会場へお越しくださいますようお願いします。 なお、ご案内日時にご都合のつかない場合には、お手数ですが、担当までご連絡をお願いいたします。

教育

平成 27 年度準要保護就学援助申請のお知らせ

◆問合せ 教育総務課

担当:永友由真 33-6079

平成27年度準要保護就学援助の申請が始まっています。準要保護就学援助とは生活保護に準ずる程度、生活に お困りの家庭に対し学用品費、給食費等を援助する制度です。希望される方は就学先の学校から配布された案内文 に従い、申請を行ってください。(※既に援助を受けている方も申請が必要です。)

また、平成27年度から小学校新1年生になるお子様の世帯については、1月下旬に郵送する入学通知書に案内文を同封しています。

○必要書類:①準要保護就学援助申請書(就学先又は就学予定先の小中学校で受け取ってください。)

※申請書内の民生・児童委員の所見欄については、保護者が直接、お住まいの地区の民生・児童委員に記入の依頼を行ってください。

②平成26年中の収入を明らかにする書類(源泉徴収票の写し、確定申告書の写しなど) ※生計を共にし、収入のある方全員分必要です。

年金

国民年金保険料は口座振替がお得です

◆問合せ

高鍋年金事務所 25-5111

町民こども課 担当:池田美季

2333-6071

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50 円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

入札

平成27年度 新富町指名競争入札参加資格審査 追加申請について

◆問合せ 総務財政課

担当:税田智久 四33-6011

○受付期間 2月2日(月)から2月27日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

○受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

○受付業種 ①建設工事 ②測量、設計等建設コンサルタント ③物品・製造・役務・その他

〇提出方法 持参または郵送

○有効期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日 (1 年度間)

○提出部数等 1部(A4判個別フォルダーにて提出。表紙面及び表題部に会社名を表示すること。)

○様式 国土交通省に準ずる様式。新富町ホームページに掲載します。http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/ (入札・ビジネス→入札・契約に関する情報 入札資格審査受付→申請書のダウンロード)

○新富町に住所又は営業所のある業者は、以下の新富町独自様式を別途提出する必要があります。

提出する様式	対象事業者
一般競争(指名競争)入札参加資格申請書(建設工事)	
その2	建設業者のみ
職員調書(技術者は免許証の写しを添付)	
個人住民税の特別徴収実施確認書	全業種の事業者

※建設業者とは、建設業法に規定する28種類の業種の事業者

農業

平成 27 年度 水稲生産及び経営所得安定対策等の 地区座談会の開催について

◆問合せ 農業振興課

担当:嶋末剛 四33-6034

	F \	1月28	日(水)	1月29	日(木)	1月30日(金)		
区分		10:00	13:30	10:00	13:30	10:00	13:30	
	開催場所	新馬場	大渕	宮ノ首	追分	湯ノ宮	麓	
		集会所	集会所	集会所	集会所	集会所	集会所	
1				平伊倉		湯ノ宮	麓	
班	-1.#- lib	富田町	大 渕	宮ノ首	追分	湯風呂	伊倉	
	対象地区	新馬場	軍瀬	矢 床	上日置	三財原	成法寺	
				奥・弁指		新田原	末 永	
	開催場所	上城元	横江	岩脇	川床	竹渕	塚 原	
		集会所	集会所	集会所	集会所	集会所	集会所	
2 班	対象地区	上城元 下城元 田 中	横 江 江 梅 瀬	下三納代 新 町 今別府 岩 脇	祇園原 春 日 川 床 黒 坂	瀬 口 竹 渕 中 村	溜 水 新田新町 塚 原	
	88 WH 18 = C	鬼付女	西五反田	六反田	一丁田	山ノ坊	舟 津	
	開催場所	集会所	集会所	集会所	集会所	集会所	集会所	
3 班	対象地区	平 田 越馬場 八 幡 鬼付女	西五反田 東五反田 王子	六反田 野 中	一丁田 十文字 西畦原 東畦原	山ノ坊 山ノ坊区 柳 瀬 中 須	上今町 下今町 舟 津	

○開催時間: 一回目の開催時間は、午前10時から午前11時30分まで

二回目の開催時間は、午後1時30分から午後3時00分まで

○説明内容: ①平成27年度水稲生産目標面積・基準単収について ②経営所得安定対策について

③農地中間管理機構について ④農地整備関連事業について (暗渠排水等) ⑤その他

農業用廃プラスチック収集

区分	廃ポリフィルム • 廃資材	廃ビニール
収集日	2月5日(木)	2月6日(金)
時間	午前8時30分~正生	
回収場所	児湯農協新富差	茶工場(十文字)
料金	27 円/kg	6. 7392 円/kg
徴収方法	金額の範囲内は無料 関係なく利用できま 重量分は現金徴収と	者は、前払いしてある です。排出する種類に す。ただし、超過した なります。
持込方法	マルチ・ポリはバラバラにならないように同一資材でしっかりと結束する。 小物類は透明袋(透明袋は廃プラ収集時に配布するほか、農業振興課・農協資材課でも常いように搬入する。 がならないように搬入する。 消毒タンク、塩ビパイプなど規格の大きなものは、運びやすい大きさに切って搬入する。 をはに切って搬入する。(塩ビパイプは 1m 程度)	ビニールはバラバラ にならないように同一 資材でしっかり結束す る。 <u>黒紐は必ず抜くこ</u> と。(白紐は可)
注意事項	廃プラ ID カードをお してください。	持ちの方は、必ず持参

☆廃プラの野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。 適正な処理をお願いします。

☆今回が今年度最後の収集です。来年度の収集日程につい ては決定次第お知らせ版にてお知らせします。

☆茶工場周辺の十文字交差点の進入路は、全て一旦停止す る必要がありますのでご注意ください。

☆収集品目は農業振興課までお問い合わせください。

◆**問合せ 農業振興課** 担当:轟木威人 **☎**33-6034

環境

ごみの野外焼却(野焼き)はやめま しょう!

ごみの野外焼却については、「煙で窓を開けられな い」、「洗濯物に臭いが付く」、「悪臭で気分が悪くな る」といった苦情が寄せられており、付近の住民の 迷惑となっています。

ごみは焼却せず、きちんと分別を行い、決められた 日に指定ごみ袋で出しましょう。

※一部例外で認められている野焼きでも、近隣住民に 迷惑をかけないように、時間帯や風向きを考慮して行 って下さい。

【例外として認められる野焼き】

- ①国または地方公共団体がその施設管理を行うための焼 刦
- ②震災等災害予防、応急対策または復旧のための焼却
- ③農業や林業または漁業を営むためのやむをえない焼却 (ただし、農業用廃ビニールやプラスチック製漁網は焼却 禁止)
- ④たき火などの日常生活を営む上で通常行われる廃棄物 の焼却であって軽微なもの(「軽微」とは、煙や臭いなどで 周辺の生活環境へ悪影響を及ぼさない程度の少量の焼 却のこと)
- ⑤風俗習慣上または宗教上の行事を行うため焼却
- ※野焼き禁止の例外とされる行為であっても、生活環境 上支障をおよぼす場合は指導対象となります。

◆問合せ 環境水道課

担当: 杉田英峻 233-6072





環境

資源物の回収

~毎月第2・4月曜日は資源物の回収日~

◆問合せ **生涯学習課(中央公民館内)** 担当: 倉永浩幸 **☎**33-1022 新富町地域婦人連絡協議会 橋口澄子 ☎33-2514

新富町地域婦人連絡協議会では、ごみを減らし再利用・再資源化を進めるため、資源物の回収を行っています。

〇期日:2月9日(月)・23日(月) **〇時間**:午前7時~9時 **※**時間は厳守してください。

○場所: 町体育館(正面玄関東側駐輪場)・西体育館・上新田公民館の各駐輪場

※雨天時、西体育館は正面玄関前とします。

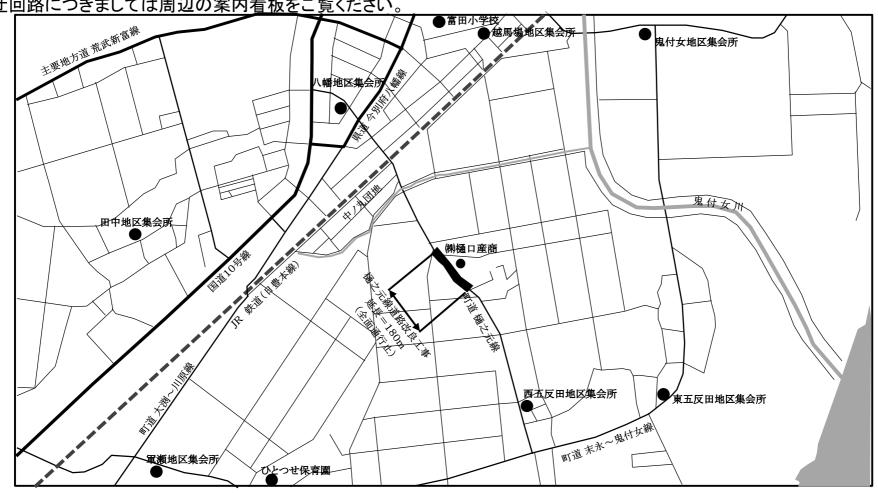
〇収集物: 古紙(新聞紙・チラシ)、雑誌(古本)、ダンボール、牛乳パック、雑紙(それぞれ、ひもで縛ること。)

交 通 規 制

樋之元線道路改良工事の為、下記の通り交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。 記

- ◇制限内容 全面通行止
- ◇予定期間 2月 2日(月)~3月30日(月)

※迂回路につきましては周辺の案内看板をご覧ください。



《連絡先 都市建設課 佐藤 博晃(電話:33-6018)》



お知らせ版 No2

平成27年1月23日発行 (次号の発行は2月10日です。)

お知らせ版に関する問い合せは、まちおこし政策課へ

(担当:中原 悠一郎 ☎33-6012)

http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/

お知らせ版は、ホームページからダウンロードできます。

施設

新富町勤労者体育センター床面改修工事に伴う一時 閉館について

◆問合せ 生涯学習課

担当:長友俊博 233-1022

本施設の床面改修工事に伴い、一時閉館となります。工事期間中は利用者の皆さまに大変ご迷惑をお掛けしますがご理解とご協力をお願いいたします。なお、工事の進捗状況により閉館期間が変更になる場合があります。

○対象施設: 新富町勤労者体育センター(上新田地区) **○閉館期間**: 2月1日(日)から3月31日(火)を予定

〇工事内容: アリーナ及び玄関床面の改修工事ほか

人権

「人権・なやみごと相談」開設のお知らせ

◆問合せ 町民こども課

担当:大木弘子 四33-6071

私たちの町の人権擁護委員が、悩み事の相談をお受けします。秘密は守られます。どうぞ気軽にご相談ください。

○日時:2月6日(金)午前10時~午後3時 **○場所**:新田公民館 ○相談料:無料

〇相談内容:金銭貸借、売買、相談、登記関係、その他の民事、家事・交通事故問題、その他の心配事。

ゴミ

塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)へ粗大等ご みを搬入される方へ

◆問合せ 環境水道課

担当: 宮本信一 233-6072

塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)は、**家庭から出る町指定ごみ袋に入らない粗大ごみ等を受け入れる施設**です。町指定ごみ袋で排出できる物(古紙・古布類は除く)については、塵芥中間受入施設では受け入れしませんので収集所へ分別して出してください。

下記の様な、規定を守らないごみの搬入が多数見受けられます。<u>施設運営の支障となりますので、必ず規定を</u> 守って搬入して下さい。 ※規定については「ごみの分け方・出し方」のポスターを参考にしてください。

○搬入ができない物

小型の家電製品 ・指定袋に入るプラスチック製品 ・家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫、冷 凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)

○規定にあっていない物

必要となりますのでご注意ください。

草木剪定枝等で長さ80センチ以上、直径15センチ以上の物、布団・じゅうたん類で80センチ以内 (四つ折り程度)にして、ひも等で縛っていない物

【お願い】草木類については可能な限り減量をお願いします。(例 乾燥させる、堆肥化する。など)

土地

土地の境界にブロック塀等を設置する場合にはご注意を!

◆問合せ 税務課

担当: 壱岐文登 233-6075

土地の境界について、木や垣根などでおおよその位置は分かっていても、塀を作り直したり土地の所有者が変わったりして正確な境界点が分からないために、隣地の方とトラブルになることがあります。

また、境界を誤ったままブロック塀等を設置した後に、取り壊さなければならない事例も起きています。

土地の境界がはっきりしない場合には、土地家屋調査士等により土地の境界を確定のうえ境界標(杭)を設置して、大切な財産をしっかり管理しましょう。

税金

「確定申告のための納付額証明書発行について」の訂正について

◆問合せ 税務課

担当:清紀文 四33-6076

「確定申告のための納付額証明書発行について」(平成27年1月9日発行)の記事について、次のとおり訂正します

- ます。 ・国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付額証明書については、2 月 16 日から実施する新 - 富町内の申告会場で申告をされる方は、証明書が不要ですが、税務署において確定申告される方は、証明書が
- ・平成26年中に新富町へ転入された方は、前住所地の納付額証明書が必要となりますので、早めの準備をお願い します。

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険 ★万一の事故に備えて「スポーツ安全保険」に加入しましょう★

平成27年度のスポーツ安全保険受付が3月2日より始まります。子ども会、運動クラブ、文化・ボランティア団体など5名以上 のグループ【団体】で加入できます。子供向けには個人活動まで補償できるAW(子どもワイド保険)もあります。 加入して万一のけがや賠償責任などの事故に備えましょう。

【手続きは簡単!】インターネット加入も出来ます。

- ・加入依頼書に必要事項(氏名・年齢等)を忘れずに記入し、掛金を添えて指定銀行(宮崎銀行)の窓口に御提出ください。
- ※ 宮崎銀行からの掛金振込には一律100円(税別)の手数料がかかります。その他の銀行・郵便局については、各金融機関の通常振込手数料がかかり、加入依頼書を振込当日に宮崎県支部へ郵送していただく必要があります。
- ※加入依頼書等は各市町村教育委員会等に設置しており、前年度加入団体へは2月下旬に登録住所宛郵送します。
- ・インターネット加入の場合は、当協会ホームページまたは下記アドレスから「スポ安ねっと」スポーツ安全保険加入システムに アクセスして加入手続きを済ませた後に、コンビニエンスストア又は、Pav-easyで掛金を払い込みください。

【保険期間】 3月31日迄に御入金頂いた場合は、4月1日から開始され翌年3月31日迄となります。

公 4月1日以降の御入金の場合は、入金日の翌日より保険は有効ですが終了日は同じく翌年3月31日迄となります。 【補償範囲】 保険に御加入頂いたグループ(団体)の活動中とその往復中の事故が対象となります。(AWを除く)

TEL(0985) - 55 - 3136【問い合わせ先】 公益財団法人スポーツ安全協会宮崎県支部 【公益財団法人スポーツ安全協会ホームページアドレス】 http://www.sportsanzen.org 【スポーツ安全保険加入システム】 「スポ安ねっと」 https://www.spokvo.jp/spoannet.html 各種資料発送、あらまし、加入依頼書、事故通知ハガキ等が必要な場合は、「ホームページ」または「スポ安ねっと」からお申込ください。

	加工製品表 还剩内容	加入区分	対象となる	傷害保険 (補償額) 1日目から補償				賠償責任保険	突然死
	加入対象者・活動内容 及び掛金 (1人年額)		事故の範囲 学校管理下を除く	死 亡	後遺障害 (最高)	入 (1日につき)	通 院 (1日につき)	(支払限度額)	葬祭費用保険
	子ども 中学生以下 特別支援学校高等部の生徒を含む	A1 800円	団体の活動中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死をした場合の葬祭費用について、180万
特別		AW 1,450円	とその往復中 AW	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、身体賠償は 1人1億500万円	・ついて、180万 円を限度として 補償(注3)
		1,400 1	上記以外の 個人活動	100万円	150万円	1,000円	500円	身体·財物賠償 合算1事故500万円	対象と なりません
	・文化、ポランティア、地域活動 団体員の送迎、応援等 (スポーツ活動は対象外)	A2 800円	円団体の活動中とその往復中円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体•財物賠償合算	突然死をした場
大人・高校生以上	・スポーツ活動 (大人への指導・ 審判を含む)	C 1,850円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	・子どものスポーツ活動の 指導限定(注1)(注2)	AC 1,300円		1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	<u> </u>	合の葬祭費用に ついて、180万 円を限度として 補償(注3)
	・ 65歳以上 のスポーツ活動 (注1)	B 1,000円		600万円	900万円	1,800円	1,000円	目 期 単 事 敬によって 賠償責任を負った場 合は、補償の対象と なりません。	
全年齢	・危険度の高いスポーツ活動 アメリカンフットボール、山岳登はん等	D 11,000 円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

(注2) 子どもへの指導のみが対象となり自身の活動は対象外です。 (注1) 高額補償をご希望の方はCでも加入できます。

(注3) 葬祭に要した一切の費用とは、通夜、祭壇、戒名料、お布施、墓地、墓石等、およびその後の法要等の費用を含みます。

全年齢	インターネット加 人限定	短期 スポーツ 教室 800円	団体の活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1 500⊞	才中· 別初后俱行昇	突然死をした場 合の葬祭費用に ついて、180万 円を限度として 補償(注3)
-----	--------------	--------------------------	--------------	---------	---------	--------	--------	------------	---